

休眠預金活用推進議連会長
衆議院議員 塩崎恭久 殿

NPO法人等への持続化給付金の給付要件等についての要望

2020年5月13日
NPO等経営者有志

2020年5月7日に休眠預金活用推進議員連盟の塩崎恭久会長が内閣府に対して、持続化給付金の給付要件について、公益法人やNPO法人などについては「事業収益」ではなく「経常収益」を算定基準とする改善を検討する必要がある旨提起されました。NPO等に寄り添った提言に心より感謝申し上げます。この機をとらえ、NPO等経営者有志にて、NPO法人等への持続化給付金の給付要件の改善について、また新型コロナウイルスがもたらす様々な危機の中NPO等が存続し、NPO等が実施する様々なサービスの提供を続けていくために下記の通り、要望いたします。

1. 持続化給付金の給付要件はNPO等については「事業収益」の減収だけで判定する従来の基準に加えて、会費、寄付金、助成金、補助金といった収入を含めた「経常収益」を算定基準とする方法を新たに追加でもうけてください。
2. NPO等の事業形態が多様であることを踏まえ、現行の基準（事業収益）において受給可能であった団体が、追加された新基準の下で不利に扱われないよう、算定基準を現行基準（「事業収益」のみ）とするか、追加基準（「経常収益」）とするか選択できるようにして下さい。
3. 新たに「経常収益」を算定基準とする場合は、減収根拠となる寄付金等が非収益事業（課税上の）に係るものであり、その減収分に対して持続化給付金が支給されるのであれば、非収益事業の収入とみなして非課税扱いとしてください。
4. 日本と世界において新型コロナ禍による危機が広がる中、NPO等が新型コロナの影響下で支援を必要としている方々への支援活動を継続的に実施するため、持続化給付金のみならず、休眠預金の活用を始めとした幅広い支援の検討をお願いします。

以上

NPO等経営者有志

石川 えり 特定非営利活動法人 難民支援協会 代表理事
岩附 由香 特定非営利活動法人 ACE 代表
海老原 周子 一般社団法人 kuriya 代表理事
小澤 いぶき 特定非営利活動法人 PIECES 代表理事
藤原 志帆子 特定非営利活動法人 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス 創設者・理事
根木 佳織 公益社団法人 Civic Force 事務局長
村田早耶香 特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト 共同創業者

注記：当要望書において、公益法人・NPO法人などの法人格を問わず、非営利組織すべてを「NPO等」と表記する。